

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京丹後市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響をおよぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京丹後市長

公表日

令和6年1月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法等に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、療養費等の給付事務を行う。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>① 被保険者等の資格の届出に関する事務 ② 保険給付等の申請等に関する事務 ③ 保険給付の支給、一時差止めに関する事務 ④ 被保険者証等の各種証明書等に関する事務 ⑤ 保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、高額療養費等支給システム、医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格台帳ファイル、国民健康保険給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の30の項及び101の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第24条 <オンライン資格確認の準備業務> 3 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠：1 ・別表第二における情報照会の根拠：42、43、121 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） ・情報照会の根拠：第25条 3 オンライン資格確認の準備業務 ・番号法附則 第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3第1項、第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 保険事業課
②所属長の役職名	保険事業課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京丹後市総務部総務課 〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地 TEL(0772)69-0140
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京丹後市市民環境部保険事業課 〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地 TEL(0772)69-0220

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 5. ①	健康長寿福祉部 保険事業課	市民環境部 保険事業課	事後	組織改編によるもの
平成30年4月1日	I 5. ②	木村 裕一	上羽 正行	事後	人事異動によるもの
平成30年4月1日	I 7.	企画総務部 総務課	京丹後市総務部総務課 〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地 TEL(0772)-69-0140	事後	組織改編によるもの 住所・電話番号等追記
平成30年4月1日	I 8.	市民環境部 保険事業課	京丹後市市民環境部保険事業課 〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地 TEL(0772)-69-0220	事後	住所・電話番号追記
平成30年4月1日	I 5. ②	上羽 正行	保険事業課長	事後	様式変更によるもの
平成30年4月1日	I 1. ②		<p>【平成30年4月からの国民健康保険改革(以下「国保都道府県化」という。)に伴う事務の概要】</p> <p>① 資格継続業務 国民健康保険の被保険者が都道府県単位で管理されることに伴い、被保険者について、本市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。</p> <p>② 高額該当回数の引継ぎ業務 国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位で管理されることに伴い、府内転居世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。</p>	事後	国保制度改革にかかる重要な事務について追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月7日	I 1. ②	<p>国民健康保険法等に基づき、京丹後市国民健康保険被保険者の疾病、出産及び死亡等に関し、必要な保険給付を行う。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定し従い、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>① 保険給付等の申請等に関する事務 ② 保険給付の支給、一時差し止めに関する事務 ③ 被保険者証等の各種証明書等に関する事務 ④ 保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>【平成30年4月からの国民健康保険改革(以下「国保都道府県化」という。)に伴う事務の概要】</p> <p>① 資格継続業務 国民健康保険の被保険者が都道府県単位で管理されることに伴い、被保険者について、本市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。</p> <p>② 高額該当回数の引継ぎ業務 国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位で管理されることに伴い、府内転居世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。</p>	<p>国民健康保険法等に基づき、京丹後市国民健康保険被保険者の疾病、出産及び死亡等に関し、必要な保険給付を行う。</p> <p>1. 国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>① 保険給付等の申請等に関する事務 ② 保険給付の支給、一時差し止めに関する事務 ③ 被保険者証等の各種証明書等に関する事務 ④ 保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>2. 平成30年4月からの国民健康保険改革(以下「国保都道府県化」という。)に伴う事務の概要</p> <p>① 資格継続業務 国民健康保険の被保険者が都道府県単位で管理されることに伴い、被保険者について、本市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。</p> <p>② 高額該当回数の引継ぎ業務 国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位で管理されることに伴い、府内転居世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。</p>	事後	オンライン資格確認の準備業務追加に伴い記載方法を変更するもの
令和2年10月7日	I 1. ②		<p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供</p> <p>①被保険者異動情報の送信 国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを国保連合会へ送信する。</p> <p>②医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p>	事後	オンライン資格確認の準備業務に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月7日	I 1. ③	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報収集システム	事後	オンライン資格確認の準備業務に伴うもの
令和2年10月7日	I 3	1 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条	1 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条 ＜オンライン資格確認の準備事務＞ 3 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認の準備業務に伴うもの
令和2年10月7日	I 4. ②	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠: 1 ・別表第二における情報照会の根拠: 42, 43 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・情報照会の根拠: 第25条	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠: 1 ・別表第二における情報照会の根拠: 42, 43 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・情報照会の根拠: 第25条 3 オンライン資格確認の準備業務 ・番号法附則 第6条第4条 ・国民健康保険法 第113条の3第1項、第2項	事後	オンライン資格確認の準備業務に伴うもの
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	番号法の改正に伴う変更(令和3年9月1日施行分)
令和4年12月7日	評価書名	国民健康保険の保険給付に関する事務	国民健康保険に関する事務	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年12月7日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	京丹後市は、国民健康保険の保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響をおよぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	京丹後市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響をおよぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年12月7日	I 1. ①事務の名称	国民健康保険の保険給付に関する事務	国民健康保険に関する事務	事後	評価書の見直しに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月7日	I 1. ②事務の概要	<p>国民健康保険法等に基づき、京丹後市国民健康保険被保険者の疾病、出産及び死亡等に関し、必要な保険給付を行う。</p> <p>1. 国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>① 保険給付等の申請等に関する事務 ② 保険給付の支給、一時差し止めに関する事務 ③ 被保険者証等の各種証明書等に関する事務 ④ 保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>2. 平成30年4月からの国民健康保険改革(以下「国保都道府県化」という。)に伴う事務の概要</p> <p>① 資格継続業務 国民健康保険の被保険者が都道府県単位で管理されることに伴い、被保険者について、本市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。</p> <p>② 高額該当回数の引継ぎ業務 国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位で管理されることに伴い、府内転居世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。</p>	<p>国民健康保険法等に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、療養費等の給付事務を行う。</p> <p>1. 国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>① 被保険者等の資格の届出に関する事務 ② 保険給付等の申請等に関する事務 ③ 保険給付の支給、一時差し止めに関する事務 ④ 被保険者証等の各種証明書等に関する事務 ⑤ 保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>2. 平成30年4月からの国民健康保険改革(以下「国保都道府県化」という。)に伴う事務の概要</p> <p>① 資格継続業務 国民健康保険の被保険者が都道府県単位で管理されることに伴い、被保険者について、本市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。</p> <p>② 高額該当回数の引継ぎ業務 国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位で管理されることに伴い、府内転居世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。</p>	事後	評価書の見直しに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月7日	I 1. ②事務の概要	3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 ①被保険者異動情報の送信 国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを国保連合会へ送信する。 ②医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。	3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 ①被保険者異動情報の送信 国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを国保連合会へ送信する。 ②医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年12月7日	I 1. ③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報収集システム	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報収集システム、高額療養費等支給システム	事前	公金受取口座制度実施のため
令和4年12月7日	I 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険資格台帳ファイル	国民健康保険資格台帳ファイル、国民健康保険給付ファイル	事前	公金受取口座制度実施のため
令和4年12月7日	I 3. 個人番号の利用	1 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条 <オンライン資格確認の準備事務> 3 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	1 番号法第9条第1項 別表第一の30の項及び101の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条 <オンライン資格確認の準備事務> 3 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事前	公金受取口座制度実施のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月7日	I 4. ②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第二における情報提供の根拠: 1 ・別表第二における情報照会の根拠: 42, 43 <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会の根拠: 第25条 <p>3 オンライン資格確認の準備業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則 第6条第4条 ・国民健康保険法 第113条の3第1項、第2項 	<p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第二における情報提供の根拠: 1 ・別表第二における情報照会の根拠: 42, 43, 121 <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会の根拠: 第25条 <p>3 オンライン資格確認の準備業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則 第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3第1項、第2項 	事前	公金受取口座制度実施のため
令和6年1月23日	I 1. ②事務の概要	<p>国民健康保険法等に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、療養費等の給付事務を行う。</p> <p>1. 国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者等の資格の届出に関する事務 ② 保険給付等の申請等に関する事務 ③ 保険給付の支給、一時差し止めに関する事務 ④ 被保険者証等の各種証明書等に関する事務 ⑤ 保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務 <p>2. 平成30年4月からの国民健康保険改革(以下「国保都道府県化」という。)に伴う事務の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 資格継続業務 国民健康保険の被保険者が都道府県単位で管理されることに伴い、被保険者について、本市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。 ② 高額該当回数の引継ぎ業務 国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位で管理されることに伴い、府内転居世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。 	<p>国民健康保険法等に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、療養費等の給付事務を行う。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者等の資格の届出に関する事務 ② 保険給付等の申請等に関する事務 ③ 保険給付の支給、一時差し止めに関する事務 ④ 被保険者証等の各種証明書等に関する事務 ⑤ 保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務 <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p>	事後	オンライン資格確認に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月23日	I 1. ②事務の概要	<p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供</p> <p>①被保険者異動情報の送信 国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを国保連合会へ送信する。</p> <p>②医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p>	<p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>	事後	オンライン資格確認に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月23日	I 1. ②事務の概要		<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事後	オンライン資格確認に伴う見直し
令和6年1月23日	I 1. ③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報収集システム、高額療養費等支給システム	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、高額療養費等支給システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	国保総合システム等のクラウド化に伴う見直し
令和6年1月23日	II 1. いつの時点の計数か	令和2年3月1日	令和6年1月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和6年1月23日	II 2. いつの時点の計数か	令和2年3月1日	令和6年1月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。